

久留米市『消防団応援の店』事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市消防団員の入団促進と地域の活性化を図ることを目的とし、市内の事業所等の協力の下に、消防団員が割引などのサービス支援を受けられることに関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 久留米市内の事業所、店舗又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団応援の店 消防団活動を支援するため、消防団員に対し、事業所が自ら定めた優遇措置を行うものとして、市長の承認を受けた事業所等をいう。
- (3) 消防団応援の店表示証 前号の規定により承認を受けた事業所等に交付する表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 優遇措置 消防団員に対して行う代金の割引、特典の付与及びその他の支援をいう。

(申請)

第3条 消防団応援の店として承認を受けようとする事業所等は、久留米市消防団応援の店登録申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。ただし、組合等の団体が申請する場合は、久留米市消防団応援の店登録申請書（団体用）（様式第2号）により一括して申請することができるものとする。

(表示証及び認定証の交付)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受け、消防団応援の店として承認を行ったときは、表示証（様式第3-1、様式第3-2号）及び認定証（様式第4号）を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の表示証及び認定証の交付の際、優遇措置の期間が連続して1年以上であることを条件として交付するものとする。

(有効期間)

第5条 表示証及び認定証の有効期間は、交付の日から優遇措置の終了までの期間とする。

(公表)

第6条 市長は、表示証及び認定証の交付を行った消防団応援の店については、久留米市ホームページにより公表を行うものとする。

(表示)

第7条 消防団応援の店は、表示証を事業所等の見やすい場所に表示するものとする。

2 消防団応援の店は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページ等に消防団応援の店である旨を表示することができる。この場合において、消防団応援の店は、表示証の写しを拡大し、又は縮小して使用することができる。

(利用者及び利用方法)

第8条 消防団応援の店事業の対象者（以下「利用者」という。）は、久留米市消防団に所属している消防団員に限る。ただし、消防団応援の店は、消防団員の家族及び同行者を利用者に含めることができる。

2 利用者は、優遇措置の提供を受けようとするときは、消防団応援の店利用者証（様式第5号）を消防団応援の店に提示しなければならない。

(変更及び抹消申請)

第9条 消防団応援の店は、当該申請の内容を変更し、又は抹消しようとするときは、消防団応援の店登録変更・抹消申請書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 第6条の規定は、前項の変更又は抹消について準用する。

(表示証の返納)

第10条 前条の規定により登録を抹消された消防団応援の店は、速やかに表示証を市長に返納しなければならない。

(留意事項)

第11条 利用者は、消防団応援の店利用者証を不正に使用し、又は優遇措置に関して消防団応援の店に強要するなどの行為をしてはならない。この場合において、消防団応援の店に損害を与えた場合、その損害の責任は、当該利用者が有するものとする。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、久留米市総務部防災対策課において所掌する。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年9月1日から施行する。